

令和元年度

教育委員会定例会（5月）議事録

四條畷市教育委員会事務局

教育委員会定例会

## 1 開催日時・場所

令和元年5月29日(水) 10時00分から10時23分

四條畷市役所 東別館2階 201会議室

## 2 出席委員

教 育 長	植田 篤司
教育長職務代理者	山本 博資
委 員	吉田 知子
委 員	竹内 千佳夫
委 員	小田 みゆき

## 3 事務局出席者

教育次長兼教育部長	開 康成	教育部上席主幹(教育総務担当)兼学校教育課人権教育・教科指導担当課長兼教育センター長	木村 実
教育部次長兼青少年育成課長兼主任	阪本 武郎	生涯学習推進課上席主幹(生涯学習推進担当)兼主任	村上 始
教育部次長兼学校教育課長	上井 大介	公民館長兼主任	神本 かおり
教育総務課長	板谷 ひと美	図書館長兼主任兼田原図書館主任	田中 学
生涯学習推進課長	安田 美有希	学校給食センター所長	林 雅弘
		教育総務課主任	古市 靖之

## 4 議事録作成者

教育総務課 古市 靖之

## 5 付議案件

議案 第9号	四條畷市社会教育委員の委嘱について
議案 第10号	四條畷市スポーツ推進計画の策定について
議案 第11号	四條畷市立公民館運営審議会委員の委嘱について
議案 第12号	四條畷市立図書館協議会委員の任命について
報告 第15号	四條畷市立小学校及び中学校における教育指導の計画の報告について

植田教育長	<p>それでは、委員の皆さま方、定刻になりました。</p> <p>5月の教育委員会定例会に先立ちまして、昨日、神奈川県川崎市で生起しました殺傷事件により、被害に遭われた方々に哀悼の意を表したいと思えます。</p>
植田教育長	<p>ただいまから、5月の教育委員会定例会を開催いたします。</p> <p>それでは、四條畷市教育委員会会議規則第5条第2項の規定に基づき、会議録署名者の指名を行います。</p> <p>本日の会議録署名者は、山本教育長職務代理者をお願いいたします。</p>
植田教育長	<p>それでは議事に入ります。</p> <p>議案第9号 四條畷市社会教育委員の委嘱についてを議題といたします。</p> <p>事務局から、本件の内容説明をお願いいたします。</p>
安田生涯学習推進課長	<p>議案第9号 四條畷市社会教育委員の委嘱についてでございます。</p> <p>標記の件について、社会教育法第15条第2項の規定により、四條畷市社会教育委員を別紙のとおり委嘱せんとするものであります。</p> <p>提案理由といたしましては、社会教育委員の任期満了に伴い、新たに当該委員を委嘱する必要が生じたため、本案を提案いたしました。</p> <p>新旧対照表の中段あたりの新任に丸がついているお1人が変更となっております。</p> <p>5月18日に開催されましたPTA総会で会長変更がございましたので、新たな委員として、河田 文（かわた あや）氏の名前を挙げさせていただいております。</p> <p>その他の委員は変更ございません。性別は男女比5対5となっており、任期は、令和元年6月1日から令和3年5月31日まででございます。説明は以上です。</p>
植田教育長	<p>本件について、質疑等ございましたら、お願いいたします。</p> <p>（「なし」の声）</p>
植田教育長	<p>それでは、ここでお諮りいたします。議案第9号 四條畷市社会教育委員の委嘱について、原案のとおり可決することに異議ございませんか。</p> <p>（「異議なし」の声）</p>
植田教育長	<p>異議がないようですので、議案第9号については、原案のとおり可決することに決しました。</p>

植田教育長	<p>次に議案第10号 四條畷市スポーツ推進計画の策定についてを議題といたします。</p> <p>事務局から、本件の内容説明をお願いいたします。</p>
安田生涯学習推進課長	<p>議案第10号 四條畷市スポーツ推進計画の策定についてでございます。</p> <p>昨年度、各スポーツ関係団体及び社会教育委員会からのご意見をいただき、スポーツ振興の根幹となるスポーツ推進計画の原案を取りまとめました。原案については、平成31年3月15日から4月15日までの約1ヶ月の間、市民意見公募手続き（パブリックコメント）を実施しましたところ、1件の意見提出がございました。</p> <p>頂戴しましたご意見への市の考え方を踏まえ、4月23日に社会教育委員会にてご議論をいただき、スポーツ推進計画（案）を作成いたしました。</p> <p>スポーツ推進計画（案）を、スポーツ推進計画として策定するため、本案を提案いたしました。説明は以上です。</p>
植田教育長	<p>本件について、質疑等ございましたら、お願いいたします。</p>
山本教育長職務代理者	<p>大筋の背景、計画内容については特に異議はございませんが、計画案の3頁の最後の箇所に、「計画に示す各施策を達成できるよう、客観性を重視した評価基準に基づき進捗管理を行うこと」と記載されています。この「評価基準」について、具体的にその内容を教えていただけますでしょうか。</p>
安田生涯学習推進課長	<p>今回策定するスポーツ推進計画について、来年度末までの計画となっておりますので、第6章に記載されている主な取組みを通して、進捗管理しつつ、客観的に事業の必要性等を踏まえての評価をしていきたいと考えています。</p>
山本教育長職務代理者	<p>どのような方法で評価していくのかも教えていただけますでしょうか。</p>
開教育次長兼教育部長	<p>社会教育委員会にて進捗管理を行い、客観性という観点から、その評価基準についても社会教育委員会にて議論いただき、決定していただこうと考えています。</p>
山本教育長職務代理者	<p>文書表現について、1頁に「市民皆様」という表現があります。後の頁にも同様の表現が出てきます。たしかに、口語ではこの表現はあるかと思いません。</p> <p>7頁に「市民のだれもが」という表現があり、場所によって表現の仕方が違ってきます。計画のなかの表現としては、「すべての市民」や「皆様」を取</p>

(山本教育長職務 代理者)	って「市民」とする方が適当ではないかと感じました。いかがでしょうか。
安田生涯学習推進課 長	表記の統一について、頂戴しましたご意見をもとに、最終的に検討していきたいと思います。
吉田委員	8頁の4のなかに、「年齢や性別、障がい等を問わず」という文章がありますが、本市で車いすを使用できる体育施設は、学校体育館に限られるのでしょうか。
安田生涯学習推進課 長	特に、車いすが使用できない体育施設はございませんので、いずれの施設でも使用可能でございます。
吉田委員	新しくなった四條畷西中学校の体育館やサンアリーナでも使用できるということではよろしかったでしょうか。
安田生涯学習推進課 長	はい、使用できます。
植田教育長	その他、質疑等ございますでしょうか。  (「なし」の声)
植田教育長	それでは、ここでお諮りいたします。議案第10号 四條畷市スポーツ推進計画の策定について、原案また一部修正を施し、可決することに異議ございませんか。  (「異議なし」の声)
植田教育長	異議がないようですので、議案第10号については、原案また一部修正を施し、可決することに決しました。
植田教育長	次に、議案第11号 四條畷市立公民館運営審議会委員の委嘱についてを議題といたします。 事務局から、本件の内容説明をお願いします。
神本公民館長兼主 任	議案第11号 四條畷市立公民館運営審議会委員の委嘱についてでございます。別紙のとおり四條畷市立公民館運営審議会委員に委嘱せんとするものでございます。

<p>(神本公民館長兼主任)</p>	<p>提案理由として、四條畷市立公民館運営審議会委員の任期満了に伴い、新たに当該委員を委嘱する必要があるため、社会教育法第30条第1項の規定により委嘱したく、本案を提案いたしました。</p> <p>委員名簿をご覧ください。任期は、令和元年6月1日から令和3年5月31日までの2年任期となっており、委員は、特に変更ございません。</p> <p>備考欄をご覧ください。所属が一部変更があります。</p> <p>藤原委員は、忍ヶ丘小学校から四條畷南小学校の校長に、堀委員は、田原中学校から四條畷西中学校の校長に変更がありました。以上です。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>本件について、質疑等ございましたら、お願いいたします。</p> <p>(「なし」の声)</p>
<p>植田教育長</p>	<p>それでは、ここでお諮りいたします。議案第11号 四條畷市立公民館運営審議会委員の委嘱について、原案のとおり可決することに異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
<p>植田教育長</p>	<p>異議がないようですので、議案第11号については、原案のとおり可決することに決しました。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>次に、議案第12号 四條畷市立図書館協議会委員の任命についてを議題といたします。</p> <p>事務局から、本件の内容説明をお願いします。</p>
<p>田中図書館長兼主任兼田原図書館主任</p>	<p>議案第12号 四條畷市立図書館協議会委員の任命についてでございます。四條畷市立図書館協議会委員に任命せんとするものでございます。</p> <p>提案理由といたしましては、四條畷市立図書館協議会委員の任期満了に伴い、新たに委員を任命する必要があるため、図書館法第15条の規定により任命したく、本案を提案いたしました。</p> <p>別紙の四條畷市立図書館協議会委員名簿(案)をご覧ください。任命する委員については、別紙の四條畷市立図書館協議会条例第2条、第3条のとおり、「学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中」から計10人を候補者として、協議会を行います。</p> <p>任期は、四條畷市立図書館協議会条例第4条のとおり2年であり、令和元年6月1日から令和3年5月31日までとなっています。</p> <p>続いて、新旧対照表をご覧ください。委員10人全員再任でございます。</p>

<p>(田中図書館長兼主任兼田原図書館主任)</p>	<p>男女の比率は、変わらず2：8となっています。以上です。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>本件について、質疑等ございましたら、お願いいたします。</p> <p>(「なし」の声)</p>
<p>植田教育長</p>	<p>それでは、ここでお諮りいたします。議案第12号 四條畷市立図書館協議会委員の任命について、原案のとおり可決することに異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
<p>植田教育長</p>	<p>異議がないようですので、議案第12号については、原案のとおり可決することに決しました。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>次に、報告第15号 四條畷市立小学校及び中学校における教育指導の計画の報告についてを議題といたします。</p> <p>事務局から、本件の内容説明をお願いします。</p>
<p>上井教育部次長兼学校教育課長</p>	<p>報告第15号 四條畷市立小学校及び中学校における教育指導の計画の報告についてでございます。</p> <p>四條畷市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則第13条に基づき、年度当初にあたり、各校の教育指導計画について、別冊子のとおり各校において作成したため、報告するものであります。</p> <p>冊子については、教育長のお席に置かせていただいております。</p> <p>まず、本条文におきましては、「校長は、次の各号に掲げる事項について、毎年学年初めに、教育委員会に報告するものとする。」と記載されています。</p> <p>各号については、(1) 学校経営の重点、(2) 学習指導及び生徒指導の重点、(3) 健康管理と指導の重点、(4) 日課表、(5) 校務分掌、(6) 行事予定表、(7) 教職員の研修計画の7項目でございます。</p> <p>各校で作成いたしました別冊子には、これらを含む本年度の指導事項が盛り込まれています。</p> <p>内容をご確認をいただきますようよろしくお願いいたします。</p> <p>以上、各校の教育指導の計画の報告とさせていただきます。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>なお、今閲覧中ですが、この後の時間も含めて確認いただいたうえで、またご意見いただければと思っています。</p> <p>まず、報告について、質疑等ございましたら、お願いいたします。</p>

山本教育長職務代理者	<p>各学校で教育計画を作成していることは当然必要なことであり、そのとおりの教育活動をされているかと思いますが、今年度の特に重要な項目等についての市民への周知は考えられておられますでしょうか。</p> <p>何年か前に、各学校の計画でキャッチコピー的なものが市民に公表されたということがありますので、ぜひ学校の取組みを市民に発信することを考えていただければと思います。</p>
上井教育部次長兼学校教育課長	<p>各学校において、様々特色を設けながら頑張っているという認識しております。市民周知については、現状ホームページ等で、学校基本方針、重点項目を掲載していただいているところです。</p> <p>現状、今年度更新できていない状況ですが、この点も学校と連携しながら市民周知に努めてまいりたいと思います。</p>
山本教育長職務代理者	<p>ホームページについては、その学校の在籍している児童の関係者であれば、関心があり、市全体の教育の動向について、市民が各学校のホームページを開いて確認するというのはなかなか困難だと思います。</p> <p>市の広報などで、1頁や半頁で、今年度の各学校の取組みを周知する機会があれば、より良いと思いますが、いかがでしょうか。</p>
上井教育部次長兼学校教育課長	<p>数年前のキャッチコピーを設けたことは私も記録しているところです。ここ数年はこのような形はとれていない状況ですが、内容を精査しながら検討してまいりたいと思います。</p>
竹内委員	<p>ホームページの件について、なかなか学校現場において、ホームページの更新で得意不得意があり、更新がうまくいかない状況があります。</p> <p>どの学校も一定更新ができるように、支援体制を整えていただければと思います。</p>
上井教育部次長兼学校教育課長	<p>学校現場で様々な職務があり、教職員の働き方改革という視点からも、職務の精査は必須のことと考えています。そのなかでホームページの更新も学校現場ではなかなか優先順位的に高くない状況と認識しています。</p> <p>今年度については、教育総務課でICT支援員を配置している状況ですので、市職員、ICT支援員の派遣を含めて、学校現場がより更新しやすい環境を探りながら進めてまいりたいと思います。</p>
植田教育長	<p>他に質疑はございませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p>



植田教育長	<p>それでは、その他の案件に移ります。何かございませんでしょうか。</p>
村上生涯学習推進課上席主幹（生涯学習推進担当）兼主任	<p>本日、机上配布いたしました四條畷市社会教育施設の指定管理者募集についての資料をご覧ください。</p> <p>このことについて、教育文化センターの管理運営が今年度末をもって任期満了に伴い、令和2年4月より管理運営を行う指定管理に関し、下記のとおり、指定管理期間、募集要項の配布、申請期間、選定委員会の開催、審査結果の通知、指定管理者の指定を行ってまいりますので、ご報告いたします。</p>
植田教育長	<p>本件について、質疑等ございましたら、お願いいたします。</p> <p>（「なし」の声）</p>
植田教育長	<p>それでは、他に何かございますでしょうか。</p> <p>（「なし」の声）</p>
植田教育長	<p>それでは、以上で、本日予定の案件の審議は、すべて終了しました。これをもちまして、定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。</p>

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和元年6月26日

四 條 畷 市 教 育 長

植 田 篤 司

四條畷市教育委員会教育長職務代理者

山 本 博 資